

～制度調査部情報～

2006年11月09日 全5頁

株券電子化後に上場する 会社の電子化対応手続

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.22

【要約】

- 将来的な上場を予定している未上場会社あるいはその株主から、株券電子化後に新規上場する場合の電子化対応手続について、よく質問を受ける。
- 株券電子化後に新規上場する会社の株主は、予め発行会社に受け皿となる証券会社等の口座を指定しておく必要がある。上場に合せて、株主が指定した口座に残高が記録されることになる。
- 予め証券会社等に口座を開設していない株主については、発行会社が指定する金融機関等を開設された「特別口座」で権利が保全される。

（注意）

本レポートは、上場会社の一斉株券電子化（2009年1月予定）の後に新規上場する会社の株券電子化対応についての解説である。既存の上場会社の株券電子化対応についての解説ではない。

はじめに

- 2009年1月に上場会社の株券電子化が実施されるに当たって、既存の上場会社やその株主が、どのような対応を行う必要があるかについては、これまでも「株券ペーパーレス化レポート」シリーズで紹介してきた。ただ、株券電子化への対応が必要となるのは、既存の上場会社やその株主だけではない。2009年1月に予定される株券電子化後に新規上場する会社やその株主も、上場の際には株券電子化（＝株式振替制度）への対応が必要となる。
- 周知の通り、既存の上場会社の場合、全社一斉に株券電子化対応が進められる。それに対して、株券電子化（2009年1月予定）後に新規上場する会社の場合、上場手続と併行して、個別に電子化対応も進めなければならない。
- こうしたことから、大和総研制度調査部にも、将来的な上場を予定している未上場会社あるいはその株主から、株券電子化後に新規上場する場合の電子化対応手続についての質問が、寄せられている。
- 本稿では、株券電子化後に新規上場する会社やその株主の電子化対応について、簡単な解説を行う。

1. 株券不発行への移行（定款変更）

- 2009 年 1 月以降に新規上場する会社の場合、その会社の上場の時点では、既に上場会社の株券電子化は完了し、株券は存在しなくなっている。従って、（2009 年 1 月以降に）新規上場する会社も、上場する前に株券を廃止（株券不発行）しておく必要がある。
- 仮に、新規上場する会社が、元々、「株券不発行」を採用しており、株券が廃止されている会社であれば、改めて何らかの手続を行う必要はない。しかし、「株券不発行」を採用していない会社（株券発行会社）の場合、事前に定款変更を行った上で、既存の株券を廃止しておく必要がある。
- 株券を発行している（未上場）会社が、株券を廃止する大まかな流れを示すと次のようになる（会社法 218①②）。

- ①株主総会
特別決議により「株券を発行する旨」を削除する定款変更を実施
- ②株券廃止期日の 2 週間前まで
次の事項を公告し、かつ株主・登録質権者に個別通知（※）
◇株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
◇定款変更の効力発生日
◇上記の日に株券は無効となる旨
- ③株券廃止期日
株券は無効に
- ④本店所在地で 2 週間以内
変更の登記

（※）全ての株券について「株券不所持」の申出が行われていることなどにより、事実上、株券が発行されていない場合には、期日の 2 週間前までに次の a. 又は b. いずれかを行えばよいものとされている（会社法 218③④）。

- a. 株主・登録質権者に対する個別通知
- b. 公告

- なお、株券を廃止するプロセスにおいて、株券（券面）の回収が行われないことは、既存の上場会社の株券電子化と同じである。

2. 株券電子化（株式振替制度）への移行

- 2009 年 1 月以降に新規上場する場合、会社はその株券を廃止するだけでなく、その流通性を確保するために新しい株式振替制度（＝株券電子化）に対応する必要がある¹。そのためには、次のような手続を進める必要がある。

¹ 現行の上場審査基準では、上場会社に対して「ほふり」における取扱い同意が要件となっている（東京証券取引所株券上場審査基準 4①十二など）。株券電子化後も、現行の基準に沿って、新しい株式振替制度での取扱いが要件となるものと考えられる。

(1)株主に対する通知

○新規上場会社は株主等に対して、株式振替制度を採用する（＝株券を電子化する）ことを周知する必要がある。具体的には、次の事項を通知する（振替法 131①）（5 ページの図表の①）。

新規上場時等の株主に対する通知事項

- ①一定期日時点の株主等を証券保管振替機構（以下、「ほふり」）に通知する旨
- ②株主等は、①の期日までに株式の振替を行うための口座を発行会社に通知すべき旨
- ③（①の期日までに通知のない株主等についての権利を保全するための）「特別口座」を開設する金融機関の名称、住所
- ④その他主務省令で定める事項

○①は、株主に対して、上場後は株式振替制度を利用することを通知するものである。

○②は、株主等に対して、上場後の株式の受け皿となる口座を通知するように求めるものである（後述(2)）。上場後は、株主自身が指定した口座で、株式は管理されることとなる。

○③は、期日までに、上場後の株式の受け皿となる口座を通知しない株主については、新規上場会社が別途指定した金融機関（信託銀行など）に「特別口座」が開設されて、権利の保全が行われることを意味している（後述(6)）。

○なお、この通知は（株主が口座を指定する）期日の1ヶ月前までに行う必要がある。

(2)受け皿となる口座の開設と通知

○新規上場会社からの通知を受けた株主は、予め新規上場後の株式の受け皿となる口座を証券会社等に開設しておく必要がある（5 ページの図表の②）。そして、期日までにその口座を発行会社に通知する。

○即ち、株主は「上場に伴って株券が電子化された後は、〇〇証券に開設した口座で株式を管理して欲しい」と指定するのである。

○なお、法律上は、株主が直接会社に通知を行うようにも解釈できるが、実務上は、株主が口座を開設した証券会社等を通じて通知を行うことが予定されている（図表の③、口座通知取次請求）。証券会社等は、株主からの通知を、「ほふり」を通じて新規上場会社に取り次ぐことになる（5 ページの図表の④）。

(3)新規上場会社から「ほふり」への通知

○株主からの（株券電子化の受け皿となる）口座の通知を受けた新規上場会社は、通知情報について株主名簿との照合などを行う。その上で、「ほふり」に対して必要事項の通知を行う（5 ページの図表の⑦）。

○この通知に基づいて、各株主が保有する株式数などが、前記(2)で指定された口座に記録されるのである。なお、新規上場会社からの具体的な通知事項は、前記(1)の事項と基本的に同じである（振替法 130①）。

(4)「ほふり」から各金融機関への通知

- 新規上場会社から前記(3)の通知を受けた「ほふり」では、通知内容に基づいて、自ら管理する口座について必要事項を記録することになる（振替法 130②）。
- 通常、一般の株主は直接「ほふり」に口座を持つことはできない。そこで、各株主が口座を開設した証券会社等が「ほふり」に有している口座（「顧客口座」）に残高が、記録されることになる（次頁の図表参照）。
- その上で、「ほふり」から（株主が実際に口座を開設した）証券会社等に対して必要事項の通知が行われる（次頁の図表の⑧）。

(5)株主の口座の残高を増加

- 「ほふり」から前記(4)の通知を受けた証券会社等では、通知の内容に従って株主の口座に残高を記録する²（振替法 130③）。
- このようにして、株主自身が指定した証券会社等の口座で、新規上場後の株式は管理されることとなる。

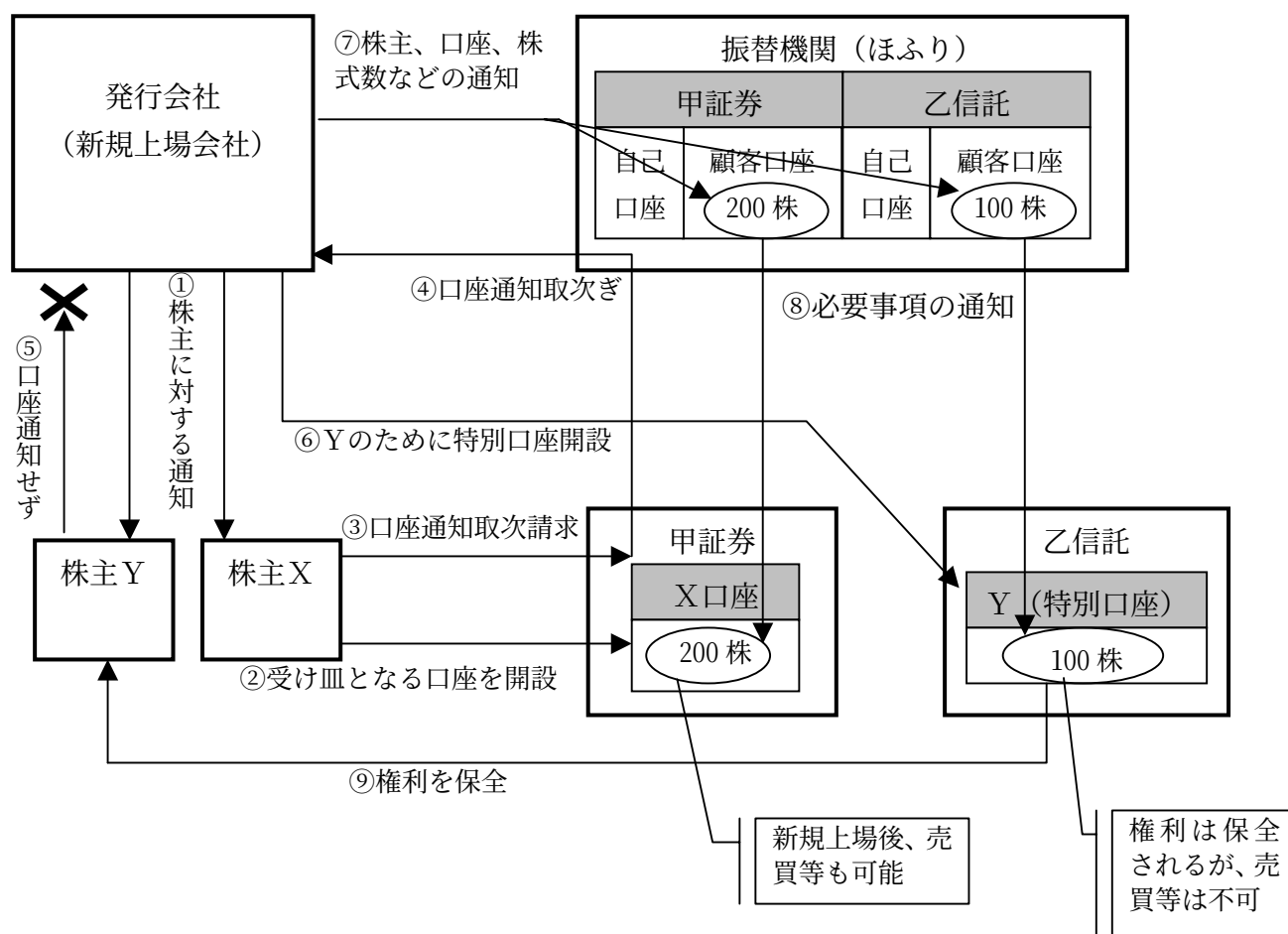
(6)口座を通知しなかった株主は「特別口座」で権利保全

- 前記(1)～(5)の手続により、新規上場会社の株主の保有する株式については、株主自身が指定した証券会社等の口座で電子的に管理されることとなる。
- しかし、期日までに（受け皿となる）口座を発行会社に通知しなかった株主の場合、そのままでは株券電子化のための対応手続がとれない。つまり、株式についての権利が保全されないこととなる。
- このような株主については、前記(1)の通知の中で、新規上場会社が指定した金融機関（信託銀行など）に「特別口座」を開設して（次頁の図表の⑥）、その株主の権利を保全することになる（振替法 131③）。つまり、既存の上場会社の一斉株券電子化における、いわゆるタンス株の株主と同様の取扱いとなる訳である。
- 「特別口座」で管理されることになった株式については、その権利は保全されるが、他人の口座への振替を伴う行為、即ち、売買・譲渡・質権設定などは行うことができない³（振替法 133）。
「特別口座」で管理されることになった株式の売却等を行おうとすれば、別途、証券会社などに口座を開設して、移管する必要がある。この点も、既存の上場会社の一斉株券電子化における、いわゆるタンス株の株主と同様である。

² 株主が口座を開設した金融機関が、「ほふり」に直接口座を持たない間接口座管理機関の場合には、「ほふり」から直接通知を受けた証券会社等から、順次、下位の金融機関へと通知が伝達される（振替法 130③）。そして、最終的に株主が口座を開設した金融機関まで通知が下りたところで、株主の口座の残高が記録されることになる。

³ 「特別口座」からの振替が認められるのは、原則として、①同一名義人の口座（別途開設した口座への移管）、②発行会社口座（単元未満株式の買取請求など）のみである。

【図表 2009 年 1 月以降の新規上場における株券電子化対応の流れ】



(出所) 証券保管振替機構資料などを基に大和総研制度調査部作成